

## 令和7年度 金融経済教育推進機構事業計画

金融経済教育推進機構（J-FLEC、以下「J-FLEC」という。）は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号。以下「金サ法」という。）第124条第1項の規定に基づき、令和7年度の事業計画を以下のとおり定める。

### I 取り巻く状況

先の学習指導要領の改訂を踏まえた学校教育の変化、人的資本経営に対する注目の高まり、新NISAの開始、iDeCoの拡充、詐欺的投資勧誘に代表される金融トラブル事案の高止まりなど、様々な場面において、金融経済教育の重要性が再確認される状況にある。

こうした中、国全体として、中立的な立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取り組みを推進するため、令和6年4月にJ-FLECが設立され、同年中に、J-FLEC認定アドバイザーの認定・公表、学校・企業等向けの講師派遣事業及びイベント・セミナー事業、個人向けの個別相談事業、割引クーポン配布事業など、当初より予定していた事業の全てを開始した。

しかしながら、こうした事業が多くの国民に利用されるようになるまでには、事業内容の周知はもとより、設立間もない現時点においてはJ-FLECの認知度向上自体も課題である。また、並行的に利用者の声を聞きながら、提供サービスの量の拡充及び質の改善に継続的に取り組んでいくことも必要である。

令和7年度は、J-FLECが全期間を通じて事業を行う最初の年度であり、J-FLECの設立意義を踏まえた本格的な活動が求められる。こうした状況を踏まえ、令和7年度の事業計画を策定する。

### II J-FLECのミッション／ビジョン

#### 1. J-FLECのミッション

一人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイング<sup>1</sup>を実現し、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献する。

#### 2. J-FLECのビジョン

金融リテラシーの向上を図るプラットフォームとして、時代の移り変わりと個人の多様性に即した金融経済教育を提供し、いまと未来の暮らしをより良くする金融サービスの活用や安定的な資産の形成と管理を支援する。

---

<sup>1</sup> 自らの経済状況を管理し、必要な選択をすることによって、経済的な観点から一人ひとりが多様な幸せを実現し、将来の経済状況についても安心感を得られている状態（「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」2024年3月15日閣議決定）

### Ⅲ 令和7年度業務方針

業務を進めていくに当たっての指針として、以下のとおり令和7年度を対象とした業務方針を定める。

#### 1. 講師派遣事業及びイベント・セミナー事業

##### (1) 講師派遣事業

学校、職域、地域コミュニティへの講師派遣を全国的に展開する。

それに向け、派遣先の属性に応じたチラシの作成・配布などの広報を強化するほか、いつでもどこでも学べる動画コンテンツを制作し、配信することによって金融経済教育の重要性を伝え、講師派遣に対する需要を掘り起こす。また、ブロック協議会等の場を活用しながら地方の事務局関係団体と連携を強化しつつ、政府とも一体となって、多様なステークホルダーへの全国的な働きかけを継続的に実施する。

あわせて、教育の担い手である講師が地域的に偏在している現状を踏まえ、安定的かつ円滑な講師派遣を可能とするため、講師数の拡充を進めつつ、講師数の少ない地域にも広域派遣できる体制を整備する。なお、現在、都道府県金融広報委員会の協力を得て進めている一部の事務運営については、J-FLEC への一元化による効率化を図る。

##### (2) イベント・セミナー事業

金融経済教育やお金に関するアドバイスを受けることの重要性に対する認識をさらに高めるとともに、個人に対する金融経済教育の受講意識の啓発や、各企業や団体等における教育機会の提供に向けた意識啓発を目的として、年10回以上のJ-FLEC主催イベント・セミナーを開催することにより、幅広い層を対象とした情報発信を強化する。また、金融機関や地方自治体など他法人・団体との共催・連携によるものも積極的に開催することにより、全国各地域の教員や保護者を含む学校関係者及び企業関係者など、幅広い層に向けた情報発信に取り組む。イベント実施時における他法人・団体との連携のあり方としては、役職員の登壇、講師派遣、ミニ相談会の出展その他の方法を検討・実施する。こうした活動事例については、ブロック協議会等の場を活用しながら地方の事務局関係団体と共有し、地方におけるイベント・セミナー開催機能の強化につなげていく。

また、時間の限られる層向けに、上記イベントのオンデマンド動画を配信していくほか、いつでもどこでも学べる動画コンテンツ（再掲）を制作し、配信する。

#### 2. 個別相談事業

個人の置かれた状況（家族や収入・資産の状況、ライフステージ等）を踏まえた情報提供を行うため、個人向けの個別相談の無料体験（対面及びオンライン形式）及び電話相談を実施する。対面及びオンライン形式の無料体験については、4,500件の個別相談

に対応可能な体制を構築する。

その際、アドバイスの価値や意義を個人に啓発するという本事業の目的に照らして、個別相談の利用者増加を実現するために、本事業に特化したチラシの作成・配布のほか、SNS やテレビ等における本事業の広報を強化する。加えて、地方におけるイベント開催の機会を活用してミニ相談会を実施するなど、地方在住者向けの周知を強化する。

### 3. J-FLEC 認定アドバイザーの普及・支援事業

一定の中立性を有する顧客の立場に立ったアドバイザー（J-FLEC 認定アドバイザー）の審査・認定を継続的に実施する。J-FLEC 認定アドバイザーは既に 1,200 名を超えている一方、地域的な偏在が見られる現状を踏まえ、人数の少ない地域に対して、J-FLEC 認定アドバイザーの活躍事例などを活用しつつ、関係団体との連携を通じ、ファイナンシャル・プランナーや地域金融機関の退職者等、J-FLEC 認定アドバイザーになり得る者への広報を強化する。また、J-FLEC ウェブサイト上の検索ページに掲載する各 J-FLEC 認定アドバイザーのプロフィール情報について、これを利用する相談者が、自身に合ったアドバイザーを検索できることを目指し、各 J-FLEC 認定アドバイザーが当該情報を拡充・更新するよう継続的に働きかけを実施する。

アドバイスの価値や意義を個人に啓発するとともに、持続的なアドバイス業務を確保することによって、個人が安心してアドバイスを受けられる環境を整備する観点から、J-FLEC 認定アドバイザーが J-FLEC 外において営む相談サービスを利用する個人に対して、相談料の一部を補助する支援事業を継続的に実施する。支援として配布する割引クーポンは 3,000 枚とする。地方における対象事業者の拡大を図るため、本事業の対象事業者となるために受講を必須とするアドバイス実践研修を東京だけでなく、地方でも開催する。また、割引クーポンの適用対象事業者である J-FLEC 認定アドバイザーに対する利用者からの評価を集約し、J-FLEC ウェブサイト上の掲載に向けて準備を進める。

### 4. 教育・アドバイスの質の向上

J-FLEC 認定アドバイザー・J-FLEC 講師・J-FLEC 相談員が行うアドバイスや教育に関する中立・公正性を担保するとともに、その質を確保するため、受講を必須とする倫理・コンプライアンス研修及び基礎知識研修を継続的に実施する。また、さらなる質の向上を図るため、制度改正等に伴い早期に情報提供が求められる内容や個別具体的なテーマについて焦点を当てたフォローアップ研修を実施する。

講師派遣事業における J-FLEC 講師による講義の質の向上を図るため、模範講義動画や体験型教材の使用方法を解説した動画を作成する。

### 5. 教材・コンテンツの充実

対象層別の標準講義資料及びテーマ別の詳細コンテンツについて、利用者、J-FLEC

講師、関係省庁・団体等の意見を踏まえ、内容の充実や講師用の説明ポイントの追加を含め、令和7年度夏を目途に改訂し、公表する。

いつでもどこでも学べる動画コンテンツ（再掲）を制作し、配信するほか、小学校向け講師派遣事業で活用できる新たな教材の制作や既存の Web 教材について機能追加を含む改修を行うなど、教材・コンテンツの充実を図る。また、現在実施している教材・コンテンツの無償提供を拡大するため、教員向けセミナーを活用するほか、各地域の事務局関係団体と連携しながら、教育委員会や教員向けの周知広報を強化する。

## 6. 調査・統計を踏まえた戦略的な教育の展開

広く国民に金融経済教育の機会を提供するための事業を効果的に実施していく観点から、以下のとおり、KPI 及び目標を設定する。

### (1) 金融経済教育の提供（アウトプット）

KPI①：J-FLEC における講師派遣等の年間実施回数

目標①：1 万回

KPI②：J-FLEC における講師派遣等の年間参加人数

目標②：75 万人

### (2) 金融リテラシーの向上（アウトカム）

KPI：「金融知識・判断力」関連設問の正答率

目標：講師派遣の受講対象者における正答率を欧米並み（70%）に引き上げ

### (3) 金融意識・行動の変容（アウトカム）

KPI①：生活設計等への意識を持つ割合・取組み率

KPI②：外部知見の活用率

目標：講師派遣の受講対象者における①、②の割合を受講前比 10%以上向上

これら KPI の達成度合いを計測するため、J-FLEC が提供する金融経済教育の受講者を対象に、意識及び行動変容の状況を含む実態調査を実施するとともに、3 年毎に実施する「金融リテラシー調査」を実施する。

このほか、毎年実施する「家計の金融行動に関する世論調査」に加えて、効果的な事業運営のため、企業の金融経済教育のニーズ等を把握するための調査を実施する。

## 7. 金融経済教育に取り組む学校等への支援

### (1) 金融経済教育研究校制度

全国各地で金融経済教育に関する研究活動や実践に積極的に取り組む学校等を指定し、その研究成果・実践事例を対外的に公表する本制度への支援を拡充することで、

学校や教員による金融経済教育の底上げを図る。

その際、研究校の募集や支援に課題を抱える都道府県金融広報委員会に対して、各地の教育委員会や学校・教員との連携について支援しつつ、包括的なマニュアルを作成・提供する。

さらに、一部地域において、パイロットプロジェクトとして学校・教員へのアドバイスを目的とした研究校経験のある教員等から構成される支援チームを新たに立ち上げ、公表する。

## (2) 学校・教員支援研究会

J-FLEC 内に設置した「学校・教員支援研究会」において、小学校、中学校及び高等学校における社会科・公民科、家庭科、総合的な学習(探究)の時間、特別活動等で活用する金融経済教育に関する学習指導案を作成し、公表する。これにより、学校や教員による金融経済教育の取組み促進を図る。

## (3) 金融経済教育に取り組む教員等への支援

教員等を対象に、金融経済教育の意義や実践・指導例等を内容とするセミナーを開催するとともに、金融経済教育の実践・研究活動を行う学校横断的な教員グループに対して、助成等の支援を実施する。

## 8. その他事業

### (1) 金融経済教育推進会議の運営

J-FLEC、官公庁、関係団体及び有識者の連携、情報共有、意見交換の場として、「金融経済教育推進会議」を運営する。

### (2) 作文・小論文コンクールの実施

全国の中학생や高校生を対象に、金融や経済についての関心を高め、思考力や表現力を養うことを目的とした作文・小論文コンクールを開催する。

### (3) 国際的な活動

OECD/INFE(International Network on Financial Education、金融教育に関する国際ネットワーク)への参画により、海外関係者への J-FLEC の理念や活動内容等の情報発信や意見交換等を実施する。

## 9. 組織への理解醸成

J-FLEC の認知度を高めるとともに、上記事業や金融経済教育の重要性・必要性等が社会に広く理解されるよう、情報の積極的発信、広報の充実・強化に取り組む。

具体的には、J-FLEC の業務内容、イベント情報、活動状況等について、ウェブサイトや新聞・雑誌・テレビ等のメディアを通じて積極的に広報するほか、金融経済教育の対象層が多岐にわたることを踏まえ、ソーシャル・メディアなどの媒体を積極的に活用して、上記事業等に関する広報を行う。その際、SNS では誇張的・断定的な情報発信、さらには SNS 型投資詐欺などの広がりが進んでいることを踏まえ、インターネット上の数多の情報の中で、個人にとって真に「分かりやすく、信頼できるお金に関する情報」を伝えていくことが、J-FLEC の使命であることを念頭に置き、効果的な情報発信を行うこととする。

また、アンケート調査等により、J-FLEC 事業の利用者及び関係者の意見を聴取し、事業内容や事務運営の改善等につなげていく。

#### 10. 全国の関係機関との連携

上記事業を全国的に実施し、国民の「学びの場づくり」を進めていくため、事務局関係団体である都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会、財務局・財務事務所のほか、関係団体と緊密に連携する。その際、ブロック協議会等により、各地方における金融経済教育活動に関するコミュニケーション機会を創出・発展させ、活動状況及び実施事例等の情報交換・意見交換を促すことで、より効果的・効率的な金融経済教育活動を全国において目指していく。

#### 11. 各種システムの整備及び情報セキュリティの確保

上記事業を実施するに当たり J-FLEC が使用する各種システムについて、安定稼働の確保に取り組むほか、所要の改良等を適切に講じることにより、効率・効果的な事業運営につなげる。また、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うことを踏まえ、標的型攻撃を含む新たな脅威への対策等の継続的な改善を図り、システムの運用・管理を適切に行うとともに、役職員の情報セキュリティ意識向上にも取り組む。あわせて、J-FLEC が保有する個人情報については、個人情報保護に関する関連法令に基づき、適切に管理する。